

呉市教育大綱

〈平成28年度～平成32年度〉

呉 市

平成28年3月

1 策定の趣旨

平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。今後は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、一層の首長と教育委員会の連携強化が求められます。

また、法では、教育の目標や施策の根本的な方針を示す教育に関する「大綱」を首長が策定し、この「大綱」の下に首長及び教育委員会が、それぞれの所管する事務を執行していくこととされています。

現在呉市においては、平成23年度から10年間のまちづくりの指針である「第4次呉市長期総合計画」の中で、『絆』と『活力』を創造する都市・くれ』を呉市の将来都市像として位置づけ、「協働」による自主的で自立したまちを目指して取組を進めています。

この長期総合計画において、「人づくり」を重点戦略の一つに位置づけ、未来を担う人材を育成するため、心豊かでたくましい呉の子どもを育てる教育の推進を図っていくこととしています。

また、平成27年度からの5年間で重点的に取り組む地方創生に係る施策や目標を掲げた「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中でも、基本目標のひとつに「育てやすさの向上（ひとづくり）」を位置づけ、小中一貫教育を更に充実させていくとともに、特色ある呉の教育の推進を図ることとしています。

このように「呉市教育大綱」は、長期総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略等の趣旨を十分に踏まえて平成28年度から5年間の呉市の教育の目標や施策の根本的な方針を策定したものです。

2 目標

郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成

3 各分野における取り組みの方向

学校教育

1 現状及び課題

- (1) 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、基本的な生活習慣や基礎的な体力、人と関わり合う力の育成を図るため、保育・教育内容の充実や家庭・地域・幼稚園等の連携による総合的な幼児教育を行う必要があります。
- (2) 全ての中学校区で取り組んでいる小中一貫教育を引き続き充実させていくとともに、ものづくり産業の魅力伝承やアスリートによる学習支援など特色ある呉の教育を推進していく必要があります。併せて、子どもたちにとって学習効果が高く学びやすい学校となるよう、適正規模を目指した教育環境の整備や安全・安心な環境づくり、学校施設の整備などを計画的に行う必要があります。
- (3) 市立呉高等学校では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心及び進路希望が多様化する中、郷土の未来を切り拓く心豊か^{ひら}でたくましい人材の育成を図る教育を進める必要があります。

2 政策の基本方針

- (1) 幼児の豊かな心と健やかな体の育成を図るための教育内容の充実や、家庭・地域などと連携した地域ぐるみの教育の推進など、幼児教育の充実を図ります。
- (2) 小中一貫教育の推進、企業や高等教育機関等との連携による特色ある呉の教育を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携や学校統合による適正規模を目指した学校教育環境の整備や、安全な環境づくりのための教育環境の整備など、義務教育の充実を図ります。
- (3) 市立呉高等学校における総合学科の特性を活かした、個に応じた指導の充実、ボランティア活動への積極的な参加による郷土・社会に貢献できる人づくりの推

進や、教育環境の整備など、高等学校教育の充実を図ります。

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

- (1) 幼児教育の充実
 - ① 幼児教育の充実
- (2) 義務教育の充実
 - ① 教育内容の充実
 - ② 特別支援教育の推進
 - ③ いじめ・不登校や問題行動等への取組
 - ④ 安全・安心な環境づくり
 - ⑤ 教育環境の整備
 - ⑥ 地域に開かれた特色ある学校づくり
 - ⑦ 企業・高等教育機関等との連携
- (3) 高等学校教育の充実
 - ① 学力の向上による進路実現
 - ② 地域・社会に貢献する人材の育成
 - ③ 教育環境の整備
 - ④ 高等学校教育の振興

社会教育

1 現状及び課題

- (1) 家庭教育や青少年教育は、子どもや若者が基本的な生活習慣や倫理観、自立心、社会性などを身に付ける上で重要な役割を果たしていますが、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化などから、子どもの基本的な生活習慣の乱れやコミュニケーション能力不足が社会問題化しているため、家庭・学校・地域が連携して子どもや若者を育てるという環境づくりを推進する必要があります。

- (2) 余暇時間の増大や高齢化の進展などに伴い、生きがいをもって地域で活躍することや心の豊かさ等が求められる時代となっており、多様化した市民の学習ニーズに対応した生涯学習活動を推進するためには、市民が学び、活動しやすい環境を整備するとともに、学んだことを活かせる社会をつくる必要があります。

2 政策の基本方針

- (1) 良好な親子関係づくりに向けて学校や地域等が連携して保護者や子どもの相談に応じることができる体制を構築するとともに、地域の教育力を活用したり、地域で青少年の育成に励んでいる市民を表彰するなど青少年育成活動を推進することにより、家庭教育・青少年教育の充実を図ります。
- (2) 市、地域住民、団体などが連携した推進体制を構築するとともに、まちづくりセンター等による講座などの生涯学習事業や地域活動の担い手育成、自主サークル活動の支援を行うなど、市民の学習意欲を高め、学習成果を地域に還元できる環境を整備することにより、生涯学習を推進します。

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

- (1) 家庭教育・青少年教育の充実
- ① 保護者の教育力の向上
 - ② 地域の教育力の活用
 - ③ 青少年育成活動の推進
- (2) 生涯学習の推進
- ① 推進体制の整備
 - ② 地域に根ざした生涯学習活動の推進

文化・スポーツ

1 現状及び課題

- (1) 芸術などの文化活動は、日常生活に潤いや感動を与え、豊かな心を育むことか

ら、市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化が進む中、今後は更に市民が質の高い多彩な文化に触れる機会の充実を図るとともに、市民の文化活動を支援する必要があります。

(2) スポーツは、競技力の向上だけでなく、礼儀作法はもとより、仲間とのコミュニケーションづくりや健康づくりなど、生涯スポーツとして市民の生活にゆとりと豊かさをもたらすことから、健康志向の高まりや高齢化の進展などにより、スポーツに対するニーズも多様化する中、一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じた多様なスポーツ種目の普及・振興を図る必要があります。

2 政策の基本方針

(1) 美術館や文化ホール、くれ絆ホールなどを活用し、質の高い芸術・文化事業の提供や文化祭等を実施するとともに、伝統的な建造物が多く残る御手洗地区の町並み整備や歴史資料の整理・活用など、文化の振興を図ります。

(2) ジュニア選手の育成・強化など、競技力の向上を目指すとともに、多くの市民が参加することができる市民スポーツ行事の開催、大学等との連携による競技力の向上や健康づくりの推進、市民ニーズに対応した施設整備や既存施設の高機能化など、スポーツの振興を図ります。

3 計画期間中に取り組む代表的な施策

(1) 文化の振興

- ① 質の高い文化に触れる機会の拡充
- ② 市民文化活動の振興
- ③ 文化財の保護・保存・活用の推進
- ④ 歴史資料の整理・研究の推進

(2) スポーツの振興

- ① 本物のスポーツ体験及び競技力の向上
- ② 生涯スポーツの普及・促進
- ③ スポーツ施設の整備